人事異動

内閣

（国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長）国土交通事務官　三浦　逸広

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる

内閣官房地理空間情報活用推進室参事官を命ずる

（農林水産省生産局総務課長）農林水産事務官　安東　隆

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる

（国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長）国土交通事務官　三浦　逸広

内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　佐々木俊一

国土交通省に出向させる

内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる

内閣官房地理空間情報活用推進室参事官を免ずる（以上六月二十七日）

内閣府

（大臣官房審議官）内閣府事務官　渡部　晶

財務省に出向させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　河田　浩樹

内閣府事務官（大臣官房政策評価広報課長）に転任させる（以上六月二十七日）

法務省

（名古屋区検察庁副検事）副検事　村瀬　敏治

辞職を承認する（六月十六日）

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房司法法制部付兼法務省訟務局付）検事兼法務事務官　平光　信隆

東京高等検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付、法務省訟務局付）の併任を解除する（六月十九日）

判事兼簡易裁判所判事　古田　孝夫

平成二十九年司法試験考査委員に任命する

任期は平成二十九年十一月三十日までとする

平成二十九年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は平成二十九年十月三十一日までとする

同　岩井　伸晃

平成二十九年司法試験考査委員を免ずる

平成二十九年司法試験予備試験考査委員を免ずる（以上六月二十一日）

最高裁判所

大阪家庭裁判所判事　小野　憲一

大阪地方裁判所判事に補する

大阪地方裁判所長を命ずる　大阪高等裁判所判事　中川　博之

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所長を命ずる　松江地方裁判所判事兼松江家庭裁判所判事・松江簡易裁判所判事　増田　耕兒

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　木納　敏和

松江地方裁判所判事に補する

松江地方裁判所長を命ずる

兼ねて松江家庭裁判所判事に補する

松江家庭裁判所長を命ずる

松江簡易裁判所判事に補する

松江簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事　松谷　佳樹

横浜家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する　吹田簡易裁判所判事　大迫　隆二

東大阪簡易裁判所判事に補する

東大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪池田簡易裁判所判事　池浦　浩之

吹田簡易裁判所判事に補する　大阪簡易裁判所判事　渡邊　眞司

大阪池田簡易裁判所判事に補する（以上六月二十五日）

名古屋高等裁判所判事　岩倉　広修

鳥取地方裁判所判事に補する

鳥取地方裁判所長を命ずる

兼ねて鳥取家庭裁判所判事に補する

鳥取家庭裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　岩倉　広修

鳥取簡易裁判所判事に補する

鳥取簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　石川　恭司

名古屋高等裁判所判事に補する

名古屋高等裁判所金沢支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

金沢簡易裁判所判事に補する（以上六月二十六日）

○定年退官

判事並木正男は六月二十四日限り定年退官

簡易裁判所判事里川幹雄は六月二十四日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事川谷道郎は六月二十五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行啓

皇后陛下は、六月二十六日午後五時五十五分御出門、小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる二〇一七～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同七時四十九分還啓になった。

御弔電

天皇陛下は、ドイツ国元首相ヘルムート・コール逝去につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十九年六月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　チッタゴン事務所　ダッカ出張所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
CHITTAGONG OFFICE D-HAKA SUB-OFFICE(チッタゴン事務所　ダッカ出張所)	70 Bir Uttam CR Dutta Road Dhaka-1205, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH

㈡　廃止年月日　平成二十九年六月三十日

二　シアトル事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
SEATTLE OFFICE（シアトル事務所）	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　廃止年月日　平成二十九年八月一日